

市の事業について、詳しくは各課へお問い合わせいただくか、下記ページをご覧ください。

▶公式ホームページ <http://www.city.akita.akita.jp/>

▶公式ツイッター <https://twitter.com/akitacity>

▶秋田市役所Facebookページ <https://www.facebook.com/city.akita>



市役所からのお知らせ

●文中「SC」はサービスセンターの略

◆中央市民SCが市役所本庁舎の
保守点検のため7月21日(土)に休
館します。子育て交流ひろばも
終日利用できません。ご了承ください。
☎(0888)5640

計量器の定期検査を 実施します



計量器を取引や証明の
ために使用するかたは、計量法に
より定期検査が必要です。お近く
の会場で検査を受けてください。

◆検査対象となる計量器

①商店などで量り売りに使用す
るもの ②学校、病院などで記
録・証明に使用するもの

◆1器当たりの手数料

▼ばねばかり500円(100kg以下)
▼電気式はかり1千400円(100kg以下)
▼分銅・おもり1個につき各10円

【地区別の検査日時と会場】

■寺内7月2日(月)午前10時～11時
30分、寺内地区コミセン

■将軍野・土崎港(東)7月2日(月)

午後1時30分～3時30分、将軍
野地区コミセン

■土崎港(中央・相染)7月3日(火)
午前10時～午後3時30分、北部
市民SC

■土崎港(西・南・北)7月4日(水)午
前10時～午後3時30分、北部市
民SC

■金足・下新城・上新城7月17日(火)
午前10時～11時30分、下新城交
流センター

■飯島7月17日(火)午後1時30分～
3時30分、飯島地区コミセン

■添川・仁別・山内・旭川7月18日
(水)午前10時～11時30分、明徳地
区コミセン

■広面・柳田・下北手・太平7月18
日(水)午後1時30分～3時30分、
下北手地区コミセン

■大住・仁井田・御野場・御所野・四
ツ小屋・上北手7月19日(木)午前
10時～午後3時30分、南部市民
SC

■公設地方卸売市場7月20日(金)午
前9時30分～11時30分、同市場

■外旭川7月20日(金)午後1時30分
～3時30分、外旭川地区コミセン

■下浜7月23日(月)午前10時～11時
30分、下浜地区コミセン

■勝平・向浜7月23日(月)午後1時30
分～3時30分、勝平地区コミセン

■新屋・浜田・豊岩7月27日(金)午前
10時～午後3時30分、西部市民
SC

■雄和8月6日(月)午前10時～午後
3時30分、雄和市民SC

■河辺8月7日(火)午前10時～午後
3時30分、河辺市民SC

●問い合わせ 秋田市計量検査所
☎(0888)5649

調理師試験を実施

試験日7月13日(土)午後1時30分
～3時30分

会場秋田県Jビル(八橋)
受験料6千100円

申し込み6月18日(月)から市保健
所保健総務課(八橋)で配布する受
験願書に必要書類を添えて、7月
2日(月)から13日(金)までに同課へ

●問い合わせ

保健総務課☎(883)1170

医療安全支援センター をご利用ください

八橋の市保健所1階にある医療
安全支援センターでは、専用電
話・面接(要予約)による医療相談に
応じています。

■相談専用電話(883)1229

平日午前9時～正午、午後1時
～4時。相談員が不在の場合が
ありますので、ご了承ください

◆こんなときはご相談ください
市内の医療機関(病院や診療所)

で受けた治療や説明に関する疑
問や不安

◆医療機関の医師や看護師などの
対応に関すること

◆無資格者による医療行為や清潔
保持に関すること

◆医療安全の相談に対応できる医
療機関や団体の紹介

◆相談の際はご留意ください

▼医療機関とのトラブルは、当事
者間での話し合いによる解決が
原則です

▼医療機関との仲裁は行いません

▼診療行為の是非や、過失の有無
の医学的判断はできません

▼現在の症状に関する診断はでき
ません

▼医療費(診療報酬)の内容に関する
疑問は、医療機関にお尋ねくだ
さい

●問い合わせ

保健総務課☎(883)1170

生命のメッセージ展を 開催します

犯罪によって、不本意に命を絶
たれたかたの等身大パネルと靴を
展示します。

日時7月25日(月)26日(火)、午前10
時～午後4時

会場市役所1階市民ホール

●問い合わせ (公社)秋田被害者
支援センター☎(893)5935



介護サービス利用料を
軽減する「認定証」「確認
証」の申請を

介護保険負担限度額認定証

「認定証」を提示すると、「特別養護老人ホーム」「介護老人保健施設」「介護療養型医療施設」「短期入

■介護保険負担限度額認定証を利用した場合の居住費と食事の上限日額

利用者負担の段階	居住費	食費
【第1段階】 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税のかた、または生活保護を受給しているかた	ユニット型個室=820円、ユニット型個室的多床室か従来型個室=490円(320円)、多床室=0円	300円
【第2段階】 世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額・合計所得金額・非課税年金収入額の合計が年間80万円以下のかた	ユニット型個室=820円、ユニット型個室的多床室か従来型個室=490円(420円)、多床室=370円	390円
【第3段階】 世帯全員が市民税非課税で、第1または第2段階に該当しないかた	ユニット型個室=1,310円、ユニット型個室的多床室か従来型個室=1,310円(820円)、多床室=370円	650円

- * ()内は特別養護老人ホーム、短期入所生活介護施設の従来型個室の額。
- * 第1～3段階以外のかたは施設が定める額になります(認定証の交付はありません)。
- * 第1～3段階に該当する場合でも、世帯を別々にしている配偶者が市民税の課税者である場合や、預貯金などの金額が1,000万円(夫婦の場合は配偶者と合わせて2,000万円)を超える場合は対象となりません。

- ④日常生活に使う資産以外に活用できる資産がない
- ③単身世帯で預貯金などの額が350万円以下(世帯員が1人増えるごとに100万円を加算)

- ②単身世帯で年間収入が150万円以下(世帯員が1人増えるごとに50万円を加算)
- ①世帯全員が市民税非課税

た場合に対象となります。

対象 次のすべてを満たすかたで、収入・世帯状況などを勘案し、生計が困難であると市が認めた場合に対象となります。

50%を軽減)。

社会福祉法人利用者負担軽減確認証 「確認証」を提示すると、社会福祉法人が提供する在宅・施設サービスの利用者負担額の25%を軽減します(老齢福祉年金受給者は50%を軽減)。

● **問い合わせ** 介護保険課認定担当 ☎(888)5675

所生活介護施設」「短期入所療養介護施設」「介護医療院」の居住費・食費の自己負担額が、上表のとおり軽減されます。

なお、短期入所は「介護予防サービス」も対象になります。

申し込み)介護保険課にある申請書(同課ホームページでも入手可)と預貯金などを確認できる書類を、同課または河辺・雄和の各市民サービスセンター窓口へ提出してください

現在、「認定証」「確認証」をお持ちのかたは、7月31日(火)で期限が切れますので、再度申請が必要ですよ

● **問い合わせ** 介護保険課企画・給付担当 ☎(888)5674

申し込み)介護保険課にある申請書と収入状況等申告書、収入・資産・預貯金・扶養状況を確認できる書類、課税状況調査への同意書(世帯全員の同意と押印が必要)を同課へ提出してください

*生活保護受給者の場合、在宅サービスの短期入所生活介護(※)と施設サービスの特別養護老人ホーム利用が対象で、居住費(滞在費)の全額を軽減します。

● **施設サービス** 特別養護老人ホーム

⑤負担能力のある親族などに扶養されていない

⑥介護保険料を滞納していない

対象となるサービス

(※)介護予防サービス費を含む)

在宅サービス 訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、短期入所生活介護(※)、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護(※)、小規模多機能型居宅介護(※)、介護予防・生活支援サービス事業

介護保険料額(所得段階)は、平成30年度の市町村民税の課税状況や合計所得金額などをもとに算定したものです。

年間の保険料額は、6月27日(水)に発送する納入通知書でご確認ください。

65歳以上のかたへ
平成30年度分の介護保険料納入通知書を6月27日(水)にお送りします

● **問い合わせ** 介護保険課保険料担当 ☎(888)5672

4月以前から特別徴収(年金引き落とし)のかたや、8月までに特別徴収になるかたには、はがきサイズの通知書をお送りします

平成29年度中に65歳になったかたで、一定の条件に該当するかたは、特別徴収に変わります

5月以降に資格を喪失したかたにも納入通知書をお送りします。平成30年度の保険料を納める場合や、納付済みの保険料が還付される場合(別途通知します)があります

介護保険料普通徴収(金融機関や口座振替での納付)のかたは、7月の第1期から3月の第9期までの、年9回で納めていただきます

介護保険料普通徴収(金融機関や口座振替での納付)のかたは、7月の第1期から3月の第9期までの、年9回で納めていただきます

介護保険料額(所得段階)は、平成30年度の市町村民税の課税状況や合計所得金額などをもとに算定したものです。

年間の保険料額は、6月27日(水)に発送する納入通知書でご確認ください。